



巧妙化するフィッシング詐欺に注意！

大手通販サイトやクレジット会社、銀行等を騙る偽メールや宅配便の不在通知の偽SMS（ショートメール）などが増えています。偽物のサイトに誘導され、入力した情報を盗まれたり、不正なアプリをインストールさせられたりする手口が多くみられます。

偽メール・偽SMSによるフィッシング

<事例1>

大手通販サイトから「異常なログインがありました。本人確認をお願いします」というメールが来た。驚いてメールにあったリンクをクリックし、誘導されるままサイトでクレジットカード情報を入力したら、カードを不正利用されてしまった。



<事例2>

スマホに宅配便の不在通知がSMSで来た。URLをタップしたらログイン画面になり、支持に従ってIDやパスワードを入力したところ、自分のアカウントでサービスを不正利用されてしまった。

トラブルにあわないために

■メールやSMSが本物かどうか迷ったときには、メールやSMS内のURLは使用せず、公式サイト等で真偽を確認する。

■メールやSMSに記載されたURLには容易にアクセスしないようにしてください。アクセスしてしまっても、ID・パスワード等は入力しないようにしましょう。

3つの基本

- ①開かない
- ②クリックしない
- ③入力しない

スマートフォン契約時でのトラブル

＜事例 1＞スマートフォンだけを購入するつもりが、説明なく充電器やイヤホン等を購入させられた。また必要ないオプションも契約していた。

＜事例 2＞「スマホとセットで購入すると、毎月の料金が安くなる」などと勧誘されて、全く内容がわからないまま光回線や電気等の契約をしてしまった。

光回線などサービスや商品を勧められても、内容がよくわからないものや不要と思っただけの契約はその場で断りましょう。迷ったら、家族や周りの人に相談しましょう。

高齢者のスマートフォン使用でのトラブル事例

＜事例 1＞通話を切り忘れて、高額な通話料金を請求された。

- 気づかないで通話が続いている状態になっていた事例。
- 通話を終わらせるときは、通話終了ボタンをタップする必要があります。
- 定額制で通話し放題の契約をしていますが、その契約に該当しない通話もあります。

＜事例 2＞気づかないで有料アプリなどに課金してしまった。

- スマートフォンで利用するアプリには、インストール時に課金されるもの、機能を追加時に課金されるもの、月額料金を支払うもの等があります。

＜事例 3＞デジタル遺品の処理に困る。

- 年齢を問わず、故人が所有していたスマートフォンデジタル機器やインターネット契約等の残っているデータ「デジタル遺品」の処理のトラブルも増加しています。家族がスマホを調べられるように備えておきましょう。

PASSWORD...



＜事例 4＞不正なアプリのダウンロードによるウイルス感染、フィッシングメール、架空請求や詐欺電話などに巻き込まれた。

- 提供元が不明なアプリはインストールしない。
- メールや SMS が本物かどうか迷ったら、公式サイト等で真偽を確認しましょう。
- メールや SMS に記載された URL には安易にアクセスしない。アクセスしてしまっても、個人情報や ID・パスワード等を入力しない。

初めての一人暮らしで気を付けてほしい 5 大消費者トラブル —入学・就職など新生活のスタートでつまづかないために—

2022年4月1日から成年年齢が引き下げられ、18歳・19歳の若者も大人として契約をすることになりました。そこで、新生活を始めてつまづかないよう、初めての一人暮らし等で気を付けてほしい消費者トラブルを紹介します。

●退去時の原状回復などの“住宅の賃貸借”トラブル

- 契約時：契約書類の記載内容や賃貸住宅の現状をよく確認しましょう。
- 入居中：入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう。
- 退去時：清算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう。

●引越しや不用品回収などの“引越し関連”トラブル

- 引越しサービスの契約時は約款をよく確認し、価格とサービス内容も十分に検討しましょう。
- 引越し完了後はすぐに荷物の状態を確認しましょう。
- 不用品は市が案内するルールで処分しましょう。

●新生活を狙った“訪問販売”トラブル

- 迷ったらその場で契約せず、不安や不審な点があれば家族や身近の人に相談！
- 不要な契約であれば、きっぱり断りましょう。
- 訪問販売で契約した場合はクーリング・オフができる場合があります。

●新生活でも気を付けたい“儲け話”トラブル

- 取引内容やリスクが十分に理解できなければ契約しない。
- 知り合った相手から「簡単に稼げる」などと勧誘されても、うのみにしない。
- 借金してまで投資や副業等のためにお金を支払うことはやめましょう。

●スマホやネット回線などの“通信契約”トラブル

- 料金プランやサービス内容を書面でもしっかり確認し、説明を受けましょう。
- 転居時にネット回線契約を変更する際にも契約条件などをよく確認しましょう。

偽物が届くインターネット通販トラブルで “代引き配達”

の利用が増加しています！！



「偽物」が届く通販サイトの特徴

- 販売価格が大幅に値引きされている。
- 通信サイトに記載されている日本語の字体、文章表現がおかしい。
- 販売業者の名称（会社名）、住所、電話番号などの情報が通販サイトに表示されていない 表示されていても虚偽だったり、無関係の情報である。
- 通販サイトで支払い方法が“代引き配達”しか選択できない。
- クレジットカード決済で注文したにもかかわらず、“代引き配達”に一方的に変更される。
- “代引き配達”の送り状で「依頼人」が販売業者の名称（会社名、サイト名）とは異なっている。



“代引き配達”の注意点

- 依頼人を確認し、依頼人に覚えがなければ受け取り拒否が必要です。
- 家族が代理で受け取る場合は、受取人に確認してから代金を支払って受け取るようにしましょう。
- 代引き配達で宅配業者等に代金を支払った後は、宅配業者等からの返金は困難です。

消費生活相談をご利用ください

商品のトラブル、通販トラブル等不安に思ったら、お気軽にお電話ください。

市民生活相談センター ☎055-983-2621

三島市役所 本館1階（三島市北田町4-47）

月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日、祝日は 消費者ホットライン188（いやや）

消費者ホットラインからお近くの消費生活相談窓口につながります。

